## 住民税の老年者非課税措置廃止による個人住民税等の負担の変化(平成18~20年度)

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

						平成18年分				平成20年分
	4	A 1107 7			住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
所 得	年金収入			2,000,000						
	雑 所 得 ①			800,000						
所得控除	社会保険料控除			71,900	71,900	71,900	71,900	71,900	71,900	
	基礎控除			330,000	380,000	330,000	380,000	330,000	380,000	
	所得控除計 ②			401,900	451,900	401,900	451,900	401,900	451,900	
課稅	課税所得(①一②) 3				398,000	348,000	398,000	348,000	398,000	348,000
所得割	税率 ※注1 ④			5%	10%	10%	5%	10.025%	5%	
	税額 (③×④) ⑤			19,900	34,800	39,800	17,400	39,900	17,400	
	税額控除	調整控除	※注2	6			2,500		2,500	
		定率減税	※注3	7	1,500	3,480	廃止	廃止	廃止	廃止
		減税額 (老年者 に伴う経過措置)	非課税廃止 ※注4	8	12,267		12,434		0	
	差引	税額(⑤−⑥	-(7)-(8)	9	6,000	31,300	24,800	17,400	37,400	17,400
均等割 ※注5 ⑩					1,300		2,600		4,300	
税額 (9+10) 11					7,300	31,300	27,400	17,400	41,700	17,400
合計(住民税+所得税) ①					38,600		44,800		59,000	

## <説明>

- ・年金所得者について計算しています。
- ・収入から一定の割合を社会保険料として控除しています。
- 注1 ··· 平成19年度 国から地方への税源移譲により、住民税の税率が5%→10%に、 所得税の税率が10%→5%になります。

平成20年度 神奈川県の超過課税が適用されるため税率に0.025%が上乗せされ、10.025%になります。 (神奈川県の超過課税は19年度から開始されますが、老年者非課税廃止の経過措置が 適用される方は、この超過課税の適用を受けません。)

注2 … 調整控除⑥の算出方法

課税所得が200万円以下の場合、人的控除の差の合計額(50,000円)と 課税所得(398,000円)の、いずれか小さい金額の5%(50,000円×5%=2500円)となります。

- 注3 … 平成19年以降、定率減税が廃止されます。
- 注4 … 老年者非課税廃止に伴う経過措置による減税額の算出方法 平成18年度 (⑤税額一⑦定率減税)×2/3 相当額 平成19年度 (⑤税額一⑦定率減税)×1/3 相当額 平成20年度 経過措置が終了し、減税がなくなります。
- 注5 … 標準税率4,000円のところ、

平成18年度 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置により、2/3相当額が減額され、1,300円になります。 平成19年度 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置により、1/3相当額が減額され、2,600円になります。 平成20年度 経過措置が終了し、神奈川県の超過課税が適用されるため300円が上乗せされ、 4,300円になります。